

2026 9月号 The Monthly Report

The public employment security office / Report & News / Hello work Aizuwakamatsu



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 福島労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare



ハローワーク会津若松
〒965-0877 会津若松市西栄町2-23
TEL0242(26)3333

ハローワーク喜多方
〒966-0853 喜多方市字千劫8374
TEL0241(22)4111

ハローワーク南会津
〒967-0004 南会津町田島字行司12
TEL0241(62)1101

●有効求人倍率(令和8年7月分) 会津地域:1.27倍 福島県:1.24倍 全国:1.18倍

●労働力調査(令和8年7月分) 完全失業率:2.4% 完全失業者数:169万人

*有効求人倍率:一般職業紹介状況(厚生労働省)、完全失業率:季節調整値。完全失業率、完全失業者数:「労働力調査結果」(総務省統計局)

■ 最近の雇用失業情勢(令和8年7月分)

●有効求人倍率は1.27倍(会津若松:1.36倍 喜多方:0.90倍 南会津:1.60倍)となり前年同月を0.03ポイント下回りました。

●正社員有効求人倍率は1.15倍で前年同月を0.03ポイント上回りました。

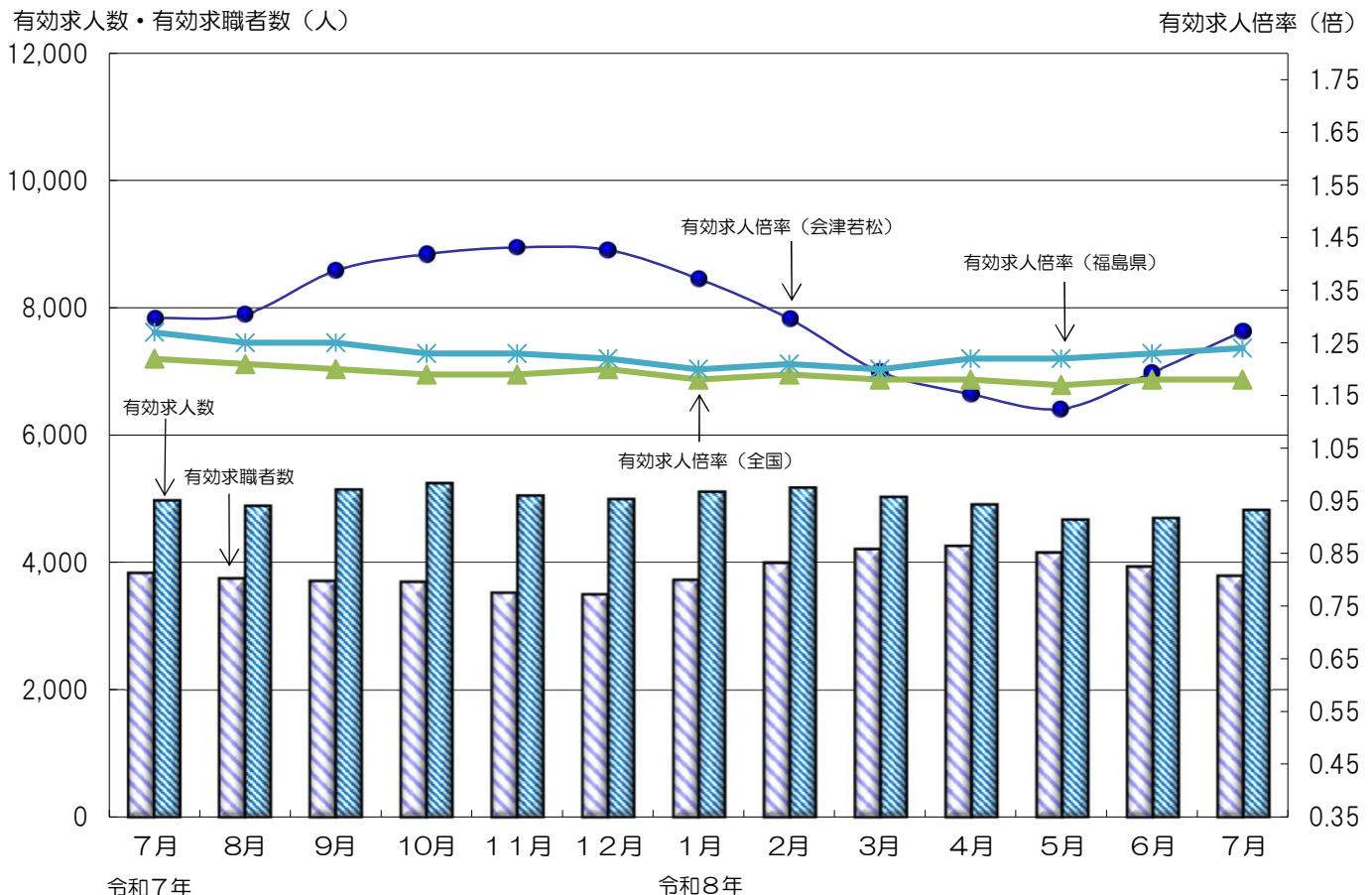
●求人数、求職者数をみると

- ・月間有効求人数は4,818人となり前年同月比149人減少(3.0%減)
- ・月間有効求職者数は3,787人となり前年同月比43人減少(1.1%減)
- ・新規求人数は1,982人となり前年同月比231人増加(13.2%増)
- ・新規求職者数は756人となり前年同月比22人減少(2.8%減)



福島労働局職業安定部・
ハローワーク
公式マスコットキャラクター
福まる

有効求人数、有効求職者数及び有効求人倍率の推移



■ ミニミニ職場見学会を開催しました！

担当：ハローワーク会津若松職相第二部門
電話0242(26)3333 (42#)

< ミニミニ職場見学会を開催しました！ >

- 日 時：令和8年7月30日（木）10時00分～
- 見学先：社会福祉法人 桜ヶ岡福祉会 様
- 内 容：「特別養護老人ホーム 絆」の見学
- 参加者：3名（ハローワークに求職登録している方）



< 施設外観と職場見学の様子 >



ハローワーク会津若松の人材確保対策コーナーでは、定期的に「ミニミニ職場見学会」を開催しています。

今回は「社会福祉法人 桜ヶ岡福祉会」様のご協力により「特別養護老人ホーム 絆」の見学を行いました。参加された3名の求職者の方は、担当者の案内により施設内を見学し、仕事内容の詳しい説明を受け、積極的に質問するなど熱心に見学していました。ハローワーク会津若松の人材確保対策コーナーでは、職場見学にご協力いただける事業所を募集していますので、見学可能な事業所様におかれましては、職業相談第二部門までご連絡をお願いします。



■ 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

担当：ハローワーク会津若松求人企画部門
電話0242(26)3333 (31#)

項目	令和8年7月				令和7年7月				前年同月比	
		男	女	常用		男	女	常用		常用
1 新規求人数	1,982	-	-	1,790	1,751	-	-	1,575	13.2%	13.7%
2 月間有効求人数	4,818	-	-	4,344	4,967	-	-	4,527	-3.0%	-4.0%
3 新規求職申込件数	756	356	399	753	778	385	393	769	-2.8%	-2.1%
うち45歳以上	423	211	212	421	441	239	202	438	-4.1%	-3.9%
4 月間有効就職者数	3,787	1,817	1,966	3,767	3,830	1,931	1,896	3,796	-1.1%	-0.8%
うち45歳以上	2,192	1,123	1,069	2,180	2,170	1,166	1,003	2,151	1.0%	1.3%
5 紹介件数	792	386	406	707	795	418	376	731	-0.4%	-3.3%
うち45歳以上	448	251	197	387	449	248	201	400	-0.2%	-3.3%
6 就職件数	305	119	186	264	306	154	152	276	-0.3%	-4.3%
うち45歳以上	182	82	100	152	147	80	67	127	23.8%	19.7%
7 充足数	286	-	-	253	300	-	-	274	-4.7%	-7.7%
8 新規求人倍率	2.62	-	-	2.38	2.25	-	-	2.05	0.37	0.33
9 有効求人倍率	1.27	-	-	1.15	1.30	-	-	1.19	-0.03	-0.04
10 就職率（%）	40.3	33.4	46.6	35.1	39.3	40.0	38.7	35.9	1.0	-0.8
うち45歳以上	43.0	38.9	47.2	36.1	33.3	33.5	33.2	29.0	9.7	7.1
11 充足率（%）	14.4	-	-	14.1	17.1	-	-	17.4	-2.7	-3.3

※学卒を除きパートを含む。就職率は新規就職者ベース。充足率は新規求人ベース。男女別の記載をしない求職登録が可能なため、男女計が一致しない場合があります。

■ シニア相談・就職面接会を開催しました！

担当：ハローワーク会津若松専門援助部門
電話0242(26)3333 (44#)

令和8年7月31日（金）、ハローワーク会津若松及び公益財団法人産業雇用安定センターの主催により、「シニア相談・就職面接会」（会場：ハローワーク会津若松 西分庁舎）を開催しました。

当日は、会津地域の企業3社とハローワークに求職登録している高齢者16名が参加しました。参加された高齢者の皆さんは、それぞれの企業ブースを訪れ、企業の人事担当者から求人票に記載された仕事内容や賃金などの諸条件について説明を受け、また、公益財団法人産業雇用安定センターの相談ブースでは、「キャリア人材バンク（公的な再就職支援サービス）」等の説明を受けるなど、積極的に相談・面談をしていました。

参加企業の人事担当者からは、「意欲的な方々と面談ができて大変満足でした。」や「次の機会にもぜひ参加したい。」等の声が聞かれ、また、高齢者の方からは、「企業が求める人材像が理解できた。」や「仕事内容の詳しい話が聞けて良かった。」等の声が聞かれました。

ミニ



< 控室の様子 >



< 熱心に人事担当者の説明を聞く参加者 >



■ 出張ハローワークを実施しました！

担当：ハローワーク会津若松専門援助部門
電話0242(26)3333 (44#)

ハローワーク会津若松及びハローワーク喜多方では、会津若松市役所内及び喜多方市役所内に、それぞれ「臨時相談窓口」（※）を設置しました。

- 令和8年8月3日（月）10時～12時
喜多方市役所本庁舎 1階 相談室
- 令和8年8月14日（金）、28日（金）10時～12時
会津若松市役所 2階 相談コーナー



「臨時相談窓口」（※）では、ハローワークの専門相談員が、普段は忙しくてハローワークに来ることができない児童扶養手当を受給しているひとり親の方に対し、職業相談のほか、職業訓練に関する情報提供などの支援を行いました。

※ 厚生労働省（労働局・ハローワーク）では、全国の自治体と協力し、児童扶養手当を受給している方が自治体へ現況届を提出する時期（8月）に合わせて、例年「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施しています。市役所内に設置した「臨時相談窓口」において、仕事に関する相談や情報提供を行うなど、きめ細かな就職支援を行っています。

< 8/3 喜多方市役所内 >



< 8/14 会津若松市役所内 >



■ 雇用継続給付等の支給限度額変更について

担当：ハローワーク会津若松雇用保険課
電話0242(26)3333(21#)

＜ 令和8年8月1日から支給限度額が変更されました。 ＞

高齢雇用継続給付金、介護休業給付金、育児休業等給付については、支給限度額を設定しており、毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、支給限度額を変更することとしています。これに伴い、各給付の算定基準が変わり、支給額が変更になる場合があります。



高齢雇用継続給付金（令和8年8月1日以後の支給対象期間から変更）

- 支給限度額 386,922 円 → 397,369 円
支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額(397,369 円)以上であるときには、高齢雇用継続給付は支給されません。
また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、397,369 円－(支給対象月に支払われた賃金額)が支給額となります。
- 最低限度額 2,411 円 → 2,562 円
高齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。
- 60 歳到達時の賃金月額
上限額 508,200 円 → 522,000 円
下限額 90,420 円 → 96,090 円
60歳到達時の賃金が上限額超(下限額未満)の方については、賃金日額ではなく、上限額(下限額)を用いて支給額を算定します。

育児休業等給付

出生時育児休業給付金

- 支給上限額（支給率 67%） 302,223 円 → 310,290 円
※休業開始時賃金月額の上限額(下限額)は育児休業給付金と同じ

育児休業給付金

- 支給上限額（支給率 67%） 323,811 円 → 332,454 円
（支給率 50%） 241,650 円 → 248,100 円
- 休業開始時の賃金月額
上限額 483,300 円 → 496,200 円
下限額 90,420 円 → 96,090 円

出生後休業支援給付金

- 支給上限額（支給率 13%） 58,640 円 → 60,205 円
※休業開始時賃金月額の上限額(下限額)は育児休業給付金と同じ

介護休業給付金

- 支給限度額 上限額 356,574 円 → 366,222 円
- 休業開始時の賃金月額
上限額 532,200 円 → 546,600 円
下限額 90,420 円 → 96,090 円
休業開始時の賃金が上限額超(下限額未満)の方については、賃金日額ではなく、上限額(下限額)を用いて支給額を算定します。(育児休業等給付においても同じ。)



育児時短就業給付金（令和8年8月1日以後の支給対象期間から変更）

- 支給限度額 471,393 円 → 484,121 円
支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額(484,121 円)以上であるときには、育児時短就業給付は支給されません。
また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と育児時短就業給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、484,121 円－(支給対象月に支払われた賃金額)が支給額となります。
- 最低限度額 2,411 円 → 2,562 円
育児時短就業給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。
※時短就業開始時賃金月額の上限額(下限額)は育児休業給付金と同じ

■ 雇用保険業務取扱状況

担当：ハローワーク会津若松雇用保険課
電話0242(26)3333(21#)

項 目			令和8年7月	令和7年7月	前年同月比(%)
適用関係	新規適用事業所数		11	10	10.0
	廃止事業所数		18	31	▲ 41.9
	月末現在事業所数		4,883	4,928	▲ 0.9
	資格取得者数		650	675	▲ 3.7
	資格喪失者数		688	802	▲ 14.2
	月末現在被保険者数		66,681	67,929	▲ 1.8
給付関係	一般（基本手当）	受給資格決定件数	188	223	▲ 15.7
		受給者実人員	1,011	1,032	▲ 2.0
	高齢給付	受給者数	70	69	1.4
	短期特例	受給者数	1	5	▲ 80.0
	再就職手当	支給人員	82	82	0.0
	就業促進定着手当	支給人員	12	25	▲ 52.0
雇用継続給付	高 年 齢	受給要件確認件数	30	43	▲ 30.2
		受給者実人員	740	832	▲ 11.1
	育 児 休 業	受給要件確認件数	55	76	▲ 27.6
		受給者実人員	442	474	▲ 6.8
教育訓練給付	介護休業	受給者数	9	8	12.5
	一般教育訓練	受給者数	12	15	▲ 20.0
	専門実践教育訓練	受給者実人員	0	3	▲ 100.0